

福智町保育所等利用調整表

保育所等の申込者が定員や空き枠を上回った場合、下表の基準指数と調整指数を用いて点数をつけ、優先順位の高い者から入所を決定する。
当該指数表により点数をつけがたい事情がある保護者から申し込みがあった場合は、担当課、関係部署、施設等と協議のうえ総合的に判断決定する。

【基準指数】

類型		保護者(父母等)の状況		基準指数	実施期間	備考	
1	居宅外労働	外勤、居宅外自営	週40時間以上の就労を常態	50	最長、就学前まで		
			週37時間以上の就労を常態	45			
			週35時間以上の就労を常態	40			
			週30時間以上の就労を常態	35			
			週25時間以上の就労を常態	30			
			週20時間以上の就労を常態	25			
			週16時間以上の就労を常態	20			
			週12時間以上の就労を常態	15			
2	居宅内労働	居宅内自営	就労時間による指数の配分は「1 居宅外労働」と同じ		最長、就学前まで		
		内職	週30時間以上の就労を常態	30			
			週25時間以上の就労を常態	25			
			週12時間以上の就労を常態	15			
3	出産・疾病・障害	出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合		15	5か月以内(出産の予定月をはさんで前後各2か月以内)	
		疾病	入院1か月以上	50	最長、就学前まで		
			居宅内療養(診断書等の内容により指数は変動)				20~50
			障害(障害等級等により指数は変動)				20~50
4	介護・看護	施設等付添	週5日以上、かつ週30時間以上の付添	50	最長、就学前まで		
			週5日以上、かつ週20時間以上の付添	45			
			週4日以上、かつ週24時間以上の付添	40			
			週4日以上、かつ週16時間以上の付添	35			
			週3日以上、かつ週18時間以上の付添	30			
			週3日以上、かつ週12時間以上の付添	25			
		介護	(要介護認定等により指数は変動)				20~50
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合		50	6か月以内		
6	求職	求職活動	求職活動のため、日中保育にあたることができない場合		10	3か月以内	
7	その他	就学等	就学・技術習得等のため、日中保育にあたることができない場合		居宅外労働に準ずる	最長、就学前まで	
		不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚前提の別居、未婚等		50		
		前各号に掲げるもののほか、町長が明らかに保育が必要と認める場合		上記いずれかを準用			

【調整指数】

番号	条件	指数
1	生活保護世帯	+10
2	ひとり親(同居親族がない)または父母不存在	+10
3	ひとり親世帯等で同居親族がいるが保育にあたることができない場合	+5
4	父母のどちらかが単身赴任で別居状態である世帯	+3
5	就労実績が1年以上の場合	+2
6	産休明け、または育休明け予定者(4月1日入園希望者にあつては1~3月中の復帰者を含む)がいる世帯	+5
7	育休取得により一時退園し、育休明けに再入園の場合	+20
8	保護者が申込児を自宅で保育している場合(産休・育休中は除く)	-6
9	保護者が申込児を自宅以外で保育している場合	-1
10	就労予定者で1月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+3
11	就労予定者で2月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+2
12	就労予定者で3月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+1
13	保護者が身体障害者手帳等3級以上で、保育に著しく負担がかかると認められる場合	+5
14	保護者が身体障害者手帳等を所持し、保育に負担がかかると認められる場合	+1
15	同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員(申込児は除く)がいる場合	+2
16	申込児が障害を有するために、通所施設(総合福祉センター等)に通所、または病院に通院し、保護者の就労が制限されている場合	+10
17	申込児以外の子について産休中であり、その産休明け後に続けて育児休業を取得する場合	-5
18	同居の祖父母(60歳未満)が無職で、申込児の補完的な保育を行うことができる状態にある場合	-6
19	申込児(転園申込児を含む)以外のきょうだい(卒園予定児を除く)が在園中または同時申込中の場合	+30
20	申込児を保育室、保育ママ、届出(認可外)保育施設、ベビーシッター等に有償で預けているのを常態としている場合	+6
21	申込児を別居親族(保護者の就労先以外)に有償で預けているのを常態としている場合	+1
22	申込児を幼稚園に在園させているのを常態としている場合	+1
23	特別な事情による転園(きょうだい別園、遠距離、転勤、転職、転居、転入転出、延長申込に伴うものなど)	+3
24	町外在住者(転入予定者を除く)で、勤務地等が町内の場合	-10
25	年度当初(4月)入所において、前年度から待機している場合	+15
26	年度途中入所において、審査月以前から待機している場合(待機月数×指数)	×3

備考

- (1) 番号2、3、18は、住民票が分離されていても丁目番号まで同一の場合は同居とみなす。ただし、別家屋で生計が違っていると認められる場合は適用する。
- (2) 番号4は会社命令によるものとし、勤務証明書に始期と終期の記載が必要となる。ただし証明に記載があっても該当しない場合がある。
- (3) 番号6は申込児以外の産休・育休には適用しない。
- (4) 番号6と7は重複適用しない。
- (5) 番号7は認可保育所に限る。
- (6) 番号13と14は重複適用しない。
- (7) 番号6と20~23に重複して該当する場合は、番号6を優先して適用する。
- (8) 番号20~22の常態とは、就労等の理由で保護者が保育にあたる時間が出来ない時間と同程度の時間、申込児を預けている場合を指す。
- (9) 番号17は、産休と育児休業の間に有給休暇等を取得することにより、実際に勤務に復帰しない場合にも適用する。
- (10) 番号20~23に重複して該当する場合は、高位の指数をその世帯の調整基準指数とする。
- (11) 番号16は、基準指数と合計した場合に50を超えるときには、その合計は50とする。
- (12) 番号20は育児休業から復帰していることを条件とする。ただし兄弟姉妹(双生児以上の同時申し込み以外)の同時申し込みはこの限りではない。ベビーシッター等とは在宅保育サービスを生業とする者や事業者を指す。
- (13) 申込児を友人・知人に預けている場合は、番号21を準用する。